


## ex.改善要請の例

粧工連広告審査第 20 [REDACTED]  
20 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

株式会社 [REDACTED]  
代表者 殿

日本化粧品工業連合会  
広告宣伝委員会  
委員長 杉山 繁和 

厚生労働省通知「医薬品等適正広告基準」に抵触する  
疑いのある広告について（改善要請）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、日本化粧品工業連合会では、「医薬品等適正広告基準」に従い広告表現の適正化とその向上を図るため、広告宣伝委員会を設置して会員相互の情報交換等を行うと共に、厚生労働省の指導のもと第三者を交えた化粧品広告審査会を設け、テレビで放映されるコマーシャル、新聞・雑誌に掲載された広告を対象として無作為に抽出したものに、定期的に審査会を開催して医薬品等広告適正基準に抵触する疑いの有無について審査し、このうち医薬品等適正広告基準に抵触する疑いのあるものとして指摘を受けた広告については、当連合会の会員に係るものに関してのみ、それを是正するよう会員を指導しているところであります。

しかしながら、化粧品広告審査会で指摘された広告の中には、当連合会の会員外である者が行っている広告も含まれており、特にその中には、医薬品等適正広告基準に抵触する疑いのあるものが多々見受けられるにも係わらず、当連合会が任意団体であるとの理由から、これまで特段の改善要請は行っておりませんでした。

このような対応は、善良な消費者の信頼を裏切るばかりではなく、化粧品産業の健全な発展を妨げる結果となることを危惧いたしまして、今後は当連合会の会員外であっても医薬品等適正広告基準に抵触する疑いのある広告については、大所高所から積極的にその改善要請を行っていくべきであるとの化粧品広告審査会の意向を受け、当連合会広告宣伝委員会として当該企業に対しまして協力要請を行っていくことに致しました。

つきましては、20 年 月 日に開催されました第 回化粧品広告審査会における審査の結果、別紙のとおり貴社の広告については「医薬品等適正広告基準に抵触する疑いのあるもの」として指摘されておりますので、その改善方を要請すると共に、今後、適正な広告表現がなされますよう要望いたします。

なお、この改善要請に対します貴社の対応について、文書にて当連合会にご回答を頂きたいをお願い申し上げます。

敬 具

## 別 紙

広告の掲載物：   
 (別添参照)

医薬品等適正広告基準に抵触する疑いのある表現

- 基準3-(3) 配合成分の表現の範囲
  - ・「 」(配合目的なし)